

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利のことをいいます。それは、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することでもあります。（太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針より）

そのような社会を目指す中において、配偶者や交際相手からの暴力は深刻な社会問題となっており、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に予防と理解を深めるための啓発が必要です。相談機関があることを知っている人の目標を高め、情報提供の充実を図るとともに、速やかで的確な対応を行うための体制をとります。また、スマートフォンの普及やSNSの広がりによって、これらを利用した女性に対する人権侵害も多発していることから、防止のための取組を強化していく必要があります。

生涯を通じて、男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、自らの体を管理しつつ生きがいをもって心身ともに健康を享受できることは、男女が責任をもって意欲的に参画していくこと的前提であることから、スポーツや文化をとおした健康支援も取り入れていきます。

現代においては、自らの性に悩む性的少数者（性的マイノリティ）や認知症を患う人とその家族、障がいをもつ人など生きづらさや困難を抱える人も増加しています。それぞれの状況に応じた適切な支援のために、正しい理解と支援体制が必要です。

● 成果指標

目標 3	指標	平成 34 年度 目標	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標
1	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	40.0%	63.0%	40.0%
2	「DV相談機関があることを知っている人」の割合	60.0%	47.1%	50.0%

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上のコミュニティ型サービスのこと。

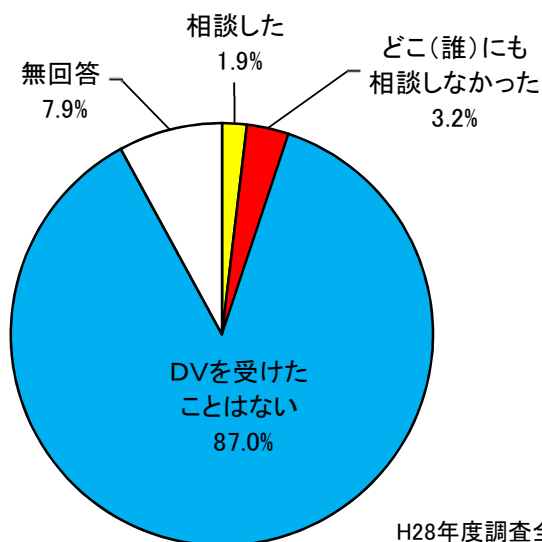
※性的少数者（性的マイノリティ）

性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーが含まれる。

●まちづくり市民意識調査の結果

①DVを受けた経験がある場合の相談先

問. 配偶者（元配偶者も含む）や交際相手からDVを受けた経験がある場合、どこ（誰）かに相談をしましたか？

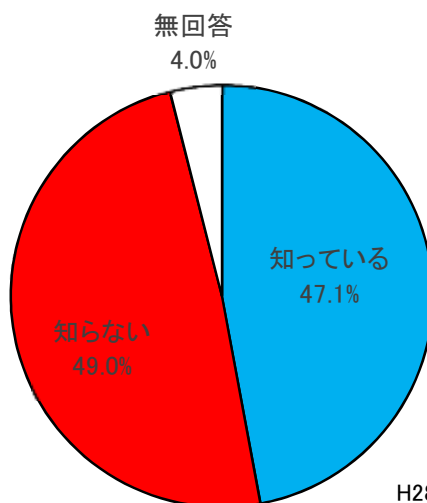


H28年度調査全体(N=529)

出典：まちづくり市民意識調査

②DV相談機関の認知状況

問. DVの相談機関があることを知っていますか？



H28年度調査全体(N=529)

出典：まちづくり市民意識調査

施策の方向10

配偶者等からの暴力の根絶

DVの認知度は高くなっているものの、相談に躊躇する現状もあります。配偶者からの暴力においては、面前DVや児童虐待など子どもを巻き込むケースや、高齢者夫婦のケースも増加しています。交際相手間のデートDVは若年化が進んでいることから、幅広い世代への継続した意識啓発の推進や相談体制の充実を図っていきます。

① 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
74	暴力防止のための啓発の推進	DVを許さない社会づくりのための意識啓発の充実を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)
75	若年層への暴力防止のための取組	デートDV防止のための若年層への啓発に取り組みます。	新規	人権政策課 (ルミナス) 学校教育課
76	地域・家庭・社会教育における啓発の推進	自治会や社会教育、保健指導の場において、DVを許さない社会づくりのための意識啓発活動を行います。	新規	人権政策課 (ルミナス) 地域コミュニティ課 社会教育課 元気づくり課

② DV相談体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
77	DV相談窓口の周知と情報提供	ルミナスDV相談室や「ちくし女性ホットライン」、その他の相談機関の周知を図り、関連する情報の提供を行うとともに、個人のニーズに合わせた的確な相談機関を紹介していきます。	継続	人権政策課 (ルミナス)
78	相談関係職員の研修	相談や業務に携わる職員がDVに関する知識を深め、相談者に寄り添った相談・支援にあたるよう、資質の向上に努めます。	継続	人権政策課 (ルミナス)

③ 被害者の保護と自立支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
79	DV被害者支援庁内連携会議の実施	関係部署が連携し被害者の支援にあたります。速やかな連携と被害者の個人情報保護を徹底します。	新規	人権政策課
80	DV被害者の早期発見と保護、自立に向けた支援	各種の相談等をとおしたDV被害の早期発見や個人の状況に合わせた保護、自立支援を適切に行っていきます。	継続	関係課
81	関係機関との連携	福岡県、警察、他自治体、法務局、人権擁護委員等との情報交換を行い、効果的な支援ができるよう連携を図ります。	継続	人権政策課

D V 相談件数

(人権政策課調べ)(件)

相談窓口	H24	H25	H26	H27	H28
人権政策課	17	18	25	33	29
ちくし女性ホットライン	35	7	16	26	20

施策の方向 1 1

女性に対する人権課題への取組

性に関する情報が氾濫している現状においては、女性が被害を受けやすいセクシュアル・ハラスメントや「AV出演強要問題・JKビジネス問題」等の課題にも取り組む必要があります。これらの人権侵害を防止するための啓発や、適切な相談機関を周知していきます。

① 女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
82	女性に対する暴力防止の啓発の推進	性犯罪やAV出演強要問題、JKビジネス問題、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組めます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 福祉課
83	専門の相談機関の周知と情報提供	性犯罪被害やセクシュアル・ハラスメント等の専門相談窓口について周知していきます。	拡充	人権政策課



女性に対する暴力根絶のシンボルマーク
(内閣府作成)



パープルリボン

(パープルリボン・プロジェクトは、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた国際運動)

※AV出演強要問題

若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親等にばらす等と言われ、本人の意に反して出演を強要される事例のこと。

※JKビジネス問題

女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業のこと。

施策の方向12

生涯を通じた男女の健康支援

女性も男性もそれぞれの身体的特徴によって、健康上の問題に直面することがあります。特に女性は妊娠や出産、更年期疾患を経験する可能性があることから、正確な知識や情報を得て主体的に選択できるような機会を提供します。また、男女共に各種健診を充実させ、スポーツや文化をとおして健康への関心を高めながら生きがいづくりができるよう支援していきます。

① 妊娠・出産への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
84	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての啓発	性と生殖を含む健康に関する自己決定を基本的人権と捉え、広く市民に浸透するよう啓発を行います。	継続	元気づくり課
85	母性保護の啓発	妊婦やその家族への母性保護知識の周知、啓発を行います。	継続	元気づくり課
86	妊婦健康診査と相談の実施	「妊婦健康診査補助券」を交付し、妊婦健診の助成、保健指導相談等による健康支援を図ります。	継続	元気づくり課

② 健康課題への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
87	特定健康診査・特定保健指導の実施	国民健康保険加入者の特定健康診査、保健指導を行います。	継続	国保年金課 元気づくり課
88	がん検診の啓発と普及	乳がん・子宮頸がん検診を行うとともに、検診の啓発と普及に努めます。その他のがん検診についても、男女を通じて受診を推奨します。	継続	元気づくり課

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）
 平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議において定義されている概念。

③ 心身の健康増進への取組

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
89	こころの健康支援	男女が抱える心の悩みを解消し、自殺予防を図るため、精神科医師や保健師による相談を行います。	新規	元気づくり課
90	スポーツや文化をととした心身の健康支援	健康増進の観点から、スポーツや文化に親しみ、心身の健康づくりの機会を提供します。 スポーツに関しては、支援者や指導者向けの研修会や講習会の周知・充実を図ります。	新規	スポーツ課 文化学習課

施策の方向13

共生社会への推進

多様な人が共生していくためには、それぞれの人の立場に立った理解と安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。生活困窮者や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者の人等が個別に抱える人権課題と性別による課題を包括して理解し、重複して困難な状況を抱えた人を支援していきます。

① 多様な立場の人々への理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
91	障がい者や高齢者、外国人等の人権課題と性別の課題を包括的に考える理解の促進	障がい者と女性問題など、重複した課題について理解を促進する学習の機会を提供します。	新規	福祉課 (社会福祉協議会) 社会教育課 人権政策課 (ルミナス)
92	性的少数者に対する理解の促進	性的少数者(性的マイノリティ)として困難な状況におかれている人への理解の促進を図っていきます。	新規	人権政策課 (ルミナス) 社会教育課

② 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
93	生活困窮者への支援	生活困窮の状態を回復させ、自立した生活を支援するための相談支援を行います。	新規	人権政策課 生活支援課
94	高齢者への支援	認知症や虐待を受けた高齢者への相談支援を図ります。 また、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、高齢者の財産管理や社会参加に対する支援を行います。	新規	高齢者支援課 福祉課 (社会福祉協議会)
95	障がい者への自立支援	障害者差別解消法に基づき、障がい者への配慮と社会参加の支援を行います。	新規	福祉課
96	外国人市民に対する支援	外国人市民のDV被害支援やその他生活支援のための取組を行います。	継続	人権政策課 国際・交流課 関係課

③ だれもが共に安心して暮らせる環境整備

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
97	男女共同参画の視点に立った生活空間の整備	都市計画や道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、男女共同参画の視点をもって整備を行います。	拡充	都市計画課 建設課 管財課
98	避難行動にかかる支援	災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者について、平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することへの同意を得る取組を行います。	新規	防災安全課
99	まほろば号の運行	子ども連れや障がい者、高齢者等の外出支援を図ります。	継続	地域コミュニティ課